

医療法人松柏会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成33年 3月31日まで
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年 4月～ 法に基づく諸制度・法改正の調査・確認
- 平成29年 4月～ 制度に関する文書を更新し院内LANを通じて職員に公開

目標2：計画期間中に、時間外労働協定における従業員全員の延長時間を、1人当たり年間200時間未満とする。

<対策>

- 平成28年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成29年 4月～ 各部署における問題点の検討
- 平成30年 8月～ 具体的に労使協定へ段階的な反映を行う

目標3：計画期間中に育児支援として法人内への託児所の設置又は協力託児所の設定を行う。

<対策>

- 平成28年 4月～ 実態調査を行う
- 平成29年 4月～ 実態を考慮し、事業計画を検討する
- 平成30年 4月～ 事業計画に沿って託児所の設置又は協力託児所の選定を行う